

「令和7年度福津市立福間南小学校昼休み見守り業務」に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和7年度福津市立福間南小学校昼休み見守り業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 業務の目的

福間南小学校は、在籍児童数の増加により遊ぶ場所が不足している状況下にある。そこで、近隣の公園を改修し、昼休みに児童が遊べる場所を確保した。しかし、福間南小学校から公園までは道路を挟むため、児童に危険が及ぶという懸念がある。児童が安全かつ安心して公園で遊ぶことができる環境をつくることを目的として、児童の安全を確保するための人員を配置するものである。

第2 業務概要

1 業務名 令和7年度福津市立福間南小学校昼休み見守り業務

2 業務内容

別紙「令和7年度福津市立福間南小学校昼休み見守り業務仕様書」に記載のとおり

3 履行期間 令和7年6月1日から令和8年3月19日まで

4 その他

この業務に係る上限額は1回あたり8,250円（消費税及び地方消費税の額を含む。）としていることから、業務委託料の積算にあつては、その範囲内とすること。

第3 契約担当部局

〒811-3293 福津市中央1丁目1番1号

福津市教育部学校教育課学務係

電話 0940-62-5090

FAX 0940-43-9004

e-mail gakkou@city.fukutsu.lg.jp

第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当しない者であること。
- (2) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、福津市指名停止等

措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

- (1) 提出書類
参加表明書（別紙1）
- (2) 提出期限 令和7年4月30日（水）17時00分まで
- (3) 提出場所 第3に同じ
- (4) 提出方法 電子メールによる。（送信後、電話により受信の確認を行うこと。）

2 参加資格の確認等

- (1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請
第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和7年5月1日（木）までに、次に掲げる事項を記載した確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。
- ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨
- イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求められることができる旨
- (2) 参加資格を有すると認められなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求められることができる。
- ア 提出期間 令和7年5月7日（水）までの休日を除く午前9時から午後5時まで
- イ 提出場所 第3に同じ
- ウ 提出方法 電子メールによる。（送信後、電話により受信の確認を行うこと。）
- (3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和7年5月9日（金）までに説明を求めた者に対し、理由説明を通知する。

第6 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

企画提案は、次の事項について提案すること。

学校の児童に対し、昼休みにおいて、学校から公園までの往復の引率を安全に行い、公園での遊びを見守り、児童の安全を確保することについて。

- ①見守り人員の配置条件について
- ②交通安全や児童数の管理について
- ③公園での見守りについて
- ④その他の提案について

2 企画提案書の書式

企画提案の提出は、企画提案書（別紙2）に次の書類を添付して行うこと。

- (1) 企画書（様式は任意。上限枚数は片面印刷で10ページとする。ただし、表紙、目次、裏表紙は、ページ数に含まない。また、サイズはA4のみで、縦・横は指定しない。A3資料の綴込みは不可。）
- (2) 提案見積書（別紙3）
- (3) 業務に係る事業費積算内訳（様式は任意）
- (4) 業務履行実績調書（別紙4）
※該当するものがない場合は「該当なし」と入力すること。
- (5) その他必要な書類

3 記入上の注意事項

- (1) 提出物は、上下左右の余白として20mm以上を確保すること
- (2) 提出物に記載する文字は、原則10.5ポイント以上とすること
- (3) 提案見積書は、企画提案内容（企画書内容）とプレゼンテーション内容に即したものにすること。
- (4) 審査は参加者名を伏せて行うため、企画書には、会社名が特定できるような事項は記入しないこと。

4 提出方法等

- (1) 提出期限 令和7年5月12日（月）17時00分
- (2) 提出場所 第3に同じ。
- (3) 提出方法 持参又は郵送（配達記録が残るものに限る）による。
- (4) 提出部数 7部（正本1部、副本6部）

5 企画提案書等の著作権等の取扱い

- (1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (2) 市は、プロポーザル方式の方法及びこれに係る事務処理において必要があるとき

は、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

- (3) 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、福津市情報公開条例(平成17年福津市条例第9号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

第7 質疑応答等

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。
- ア 提出書類 質疑応答書(別紙5)
 - イ 提出期間 令和7年5月7日(水)までの休日を除く、午前9時から午後5時まで
 - ウ 提出場所 第3に同じ。
 - エ 提出方法 電子メールによる。(送信後、電話により受信の確認を行うこと。)
- (2) 質疑に対する回答書は、質問者及び回答時点において参加表明書を提出している者全てに対し、2日後(市の休日を除く)までに、電子メールにより回答する。また、併せて、福津市公式ホームページ上に当該回答内容を公表する。

第8 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第9 企画提案の審査方法及び評価基準

1 審査会の設置

企画提案の審査、評価及び特定を行うため、令和7年度福津市立福間南小学校昼休み見守り業務プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 ヒアリング等の実施

審査会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。なお、企画提案者が6者以上の場合は、企画提案書の審査を事前に行い、審査会において選定された上位5者についてのみヒアリング等を行う。

(1) 実施方法

- ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明15分、質疑10分の計25分とする。
- イ 企画提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。
- ウ パソコンやプロジェクター等の使用は妨げないが、投影内容は提出した企画提案書の内容のみとする。機材を使用する場合は、事前連絡により調整を行うこと。使用する機材は参加者が用意し、機材の設置や撤収に要する時間は、15分の説明時間に含めるものとする。なお、スクリーンについては市で準備する。
- エ プレゼンテーション等に参加できる人数は、説明者、補助者を合わせて3名までとする。
- オ 欠席をした場合は、参加を辞退したものと見なす。
- カ 審査は参加者名を伏せて行うため、プレゼンテーション実施時には、会社名が特定できるようなものは身に付けないこと。

(2) 実施日時及び場所

5月上旬頃に別途通知する。なお、ヒアリング等を行う者を選定した場合には、別途、実施日時、実施場所及び選定結果を通知する。

3 審査項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、審査及び評価を行う。

(1) 事業者に関する項目

- ①参考見積価格に関する項目
- ②業務履行実績に関する項目

(2) 企画提案書、ヒアリング等に関する項目

- ①見守り人員の配置条件について
- ②交通安全や児童数の管理について
- ③公園での見守りについて
- ④その他の提案について

4 受託候補者の特定

審査会において、3の審査及び評価により、各委員の評価点の合計を加算し順位を付け、最も評価点の高い者を、審査会の合議の上、受託候補者として特定する。

受託候補者となることのできる最低基準点を180点（300点満点中の180点）と定めるものとし、それ以上の点数を得た提案者の中から受託候補者を選定する。提案者が1者であっても、審査の結果、最低基準点以上の点数を得ることができなかった場合には、受託候補者として選定しない。

なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査会の合議により順位

を決定する。

5 審査結果の通知

(1) 受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。

ア 受託候補者

イ 評価点数

ウ 受託候補者にあつては、今後の契約手続について

エ 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及びその理由についての説明を求めることができることについて

(2) 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 (1)の通知があつた日から7日以内までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 電子メールによる。(送信後、電話により受信の確認を行うこと。)

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、(1)の通知があつた日から14日以内までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

(1) 受託候補者

(2) 評価点数

(3) 受託候補者の特定理由

(4) 審査の経過

第10 契約に関する基本事項

1 仕様書の作成

市は、受託予定者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成する。

2 見積書の徴収

市は、受託予定者から仕様書に基づく見積書を徴収する。ただし、受託予定者が市の指定する日までに見積書を提出しない場合は、当該業務を受託する意思がないものとみなす。

3 契約の締結

見積書の提出後、随意契約の方法により契約を締結する。

4 契約書作成の要否

要する。ただし、受託予定者が市の指定する日までに契約書を提出しない場合は、当

該業務を受託する意思がないものとみなす。

5 契約保証金

要する。ただし、福津市財務規則第139条の規定に該当する場合は免除する。

6 支払条件 毎月後払いとする。

第11 その他

1 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

3 提出された書類は返還しない。

4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

5 参加を希望する(した)者は、企画提案資料作成時に知り得た内容を、一切他に漏らしてはならない。本プロポーザルの終了後においても同様とする。

第12 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
参加表明書の提出	令和7年4月11(金)から令和7年4月30日(水)まで
参加資格要件確認結果通知及び 企画提案書提出要請	令和7年5月1日(木)
企画提案書の提出	企画提案書提出要請日から令和7年5月12日(月)まで
プレゼンテーション・ヒア リング等	令和7年5月中旬 (実施日時と場所は、参加者に別途通知する)
企画提案書審査結果の通知	令和7年5月下旬
契約締結	令和7年5月下旬